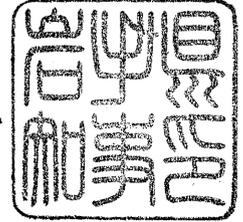


水振第 682 号

令和 8 年 2 月 20 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 8 管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 4 項の規定により、農林水産大臣からすけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課

資源管理担当 鈴木

Tel : 019-629-5815

Fax : 019-629-5824

E-mail : hiro-suzu@pref. iwate. jp

(案)

令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う水域	漁獲量の総量	現行水準 (※1)	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がする めいかの採捕を 行う水域	漁獲量の総量	1,045トン	55.000トン (5%)を県 の留保とする
ぶり	全ての漁業	左記漁業がぶり の採捕を行う水 域	漁獲量の総量	試行水準 (※1)	
くろまぐろ (小型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条 約海域(※2)	漁獲量の総量	85.975トン	4.525トン (5%)を県 の留保とする
くろまぐろ (大型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条 約海域(※2)	漁獲量の総量	84.645トン	4.455トン (5%)を県 の留保とする

※1 国からの割当量と同じ

※2 中西部太平洋条約海域：漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。